

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	子どものくらし支援コーディネート事業	
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課	
選 定 事 業 者	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>「子どものくらし支援コーディネート事業」は、困難を抱えている子どもや家庭に働きかけを行いながら、様々な支援機関等につなげていくコーディネーターを配置することにより、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の推進を図ることを目的としている。</p> <p>事業の実施にあたっては、地域において子どもと関わる関係機関を積極的に巡回することで困難を抱えている子どもや家庭を発見し、支援につなげる仕組みとしており、児童会館をはじめNPOなどの支援団体、主任児童委員など地域における様々な関係機関との連携が極めて重要となることから、専門性を有する機関が中核となって進めていくことが適切である。</p> <p>公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「当該法人」という。）は、札幌市児童会館の指定管理者であることから、児童会館との連携を図る上で不可欠な団体であるとともに、困難を抱える子ども・若者を支援する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の指定支援機関として、様々な支援機関のネットワークにおける主導的な役割を果たしている。</p> <p>また、当該法人に対しては、平成30年8月から令和4年3月までの間、当該業務を委託しているところであり、これまでの実績から、当該法人が若者支援業務などを通じて築いた様々な支援機関や民間資源とのネットワーク、支援のノウハウ等を有効的に活用した事案も確認されているところである。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成する上で、他に同等の能力、経験等を有する団体は存在せず、当該法人が唯一の相手と認められることから、契約の相手方として特定する。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）	
決 定 日	令和4年3月8日	